

地域雇用開発奨励金創業計画認定申請書



地域雇用開発奨励金における創業の特例措置について、本奨励金制度及び特例措置の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり認定申請します。

また、当該計画認定申請書及び別紙の記載内容について相違ありません。

労働局長 殿

都道府県労働局
受理印

提出日	平成 年 月 日		
1 申請者	事業主 又は 代理人	フリガナ 法人(予定)名 (※個人事業の開業の場合、屋号名等を記入して下さい)	
		フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の設立の場合のみ) 印	
	主たる事業所の所在(予定)地 〒 - 電話番号 ()		
	事業主 又は (提出代行者・事務代理人) 社会保険労務士	(当欄は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合にのみ記入して下さい。) フリガナ 氏名 印	
		所在地 〒 - 電話番号 ()	
	法人設立又は 個人事業開業(予定)年月日	平成 年 月 日	
	常時雇用する労働者の(予定)数	人	主たる事業: イ 小売業・飲食店 ロ サービス業 ハ 卸売業 ニ その他()
資本の額又は出資の総額	円		
2 創業要件 申立欄	① 創業基準日(※裏面参照)の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までの間に計画書を提出する事業主である。 (ある・ない)		
	② 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とはほぼ同等の関係にある事業主が存在しない。 (しない・する)		
	③ 当該法人の代表者又は個人事業主が、創業基準日から過去3年以内に法人の代表者又は個人事業主であった者でない。 (ない・ある)		
	④ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が他の事業主の取締役会その他これに準ずる機関の構成員でないこと、又は取締役会その他これに準ずる機関の構成員であった者でない。 (ない・ある)		
	⑤ 次のいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人又は開業された個人事業でない。 (ない・ある) (イ) 屋号が同一である (ロ) 取引先(顧客を含む。)が引き継がれていること (ハ) 商品・メニュー等が同一であること (ニ) 労働者が引き継がれていること		
	⑥ 創業基準日から、当該法人の代表者又は個人事業主が専ら当該法人等の業務に従事するものである。 (ある・ない)		

処理欄 (労働局記入欄)	創業認定申請番号		第 号		計画書受理番号		
	認定年月日		平成 年 月 日		第 号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

地域雇用開発奨励金創業計画認定申請書の記入について

この様式は、法人の設立日又は個人事業の開業日から2か月を経過する日までに管轄労働局長に提出して下さい。2か月を経過した場合は、本奨励金における創業の特例の対象とはなりません。

1 「1 申請事業主」について

- (1) 事業主(代表責任者)となる予定の者の氏名を記入して下さい。
- (2) 「事業主又は代理人」(以下「上欄」といいます。)及び「事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士」(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理人の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士名を記名押印し、提出代行者・事務代理人のいずれかに○印を付して下さい。
- (3) 「設立等(予定)年月日」欄には、法人等の設立等の(予定)年月日を記入して下さい。
- (4) 「常時雇用する労働者の(予定)数」、「資本金の額又は出資の総額」、「主たる事業」欄は、中小企業事業主の判定に用います。中小企業事業主の要件は以下のとおりです。

○ 中小企業事業主の要件

	資本又は出資額	常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む。)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

2 「2 創業要件申立欄」について

創業の要件を満たしているか確認のための申立欄です。

「ある・ない」、「する・しない」等について、該当するものに○印を付けて下さい。

①欄について:創業基準日とは以下の日付をいいます。

法人の場合 : 法人登記の日

個人事業の開業日: 税務署に届け出を行った開業届の開業日、または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早いほう

②欄について: 親会社・子会社・関連会社として直接出資関係が無い場合であっても、人事、資金、技術又は取引等の関係を通じて、他の事業主により営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を受けていると推測される事実が存在する場合にも、関連会社等として取り扱います。(例: 役員・理事・家族等による開業等で、過去勤務していた事業所や家族が経営する事業所との間に人事、取引、技術等の関係が認められる場合など)

③欄について: 創業の特例は、新たに創業する事業主に対する支援です。過去3年以内に法人等の代表者や個人事業主であった方は特例の対象となりません。

④欄について: 役員や理事等の過半数が他の事業所の役員・理事等と重複している場合も、関連会社等として取り扱います。

⑤欄について: 営業譲渡等、法人形態の変更や代表者の交代とみられる事業所の設置は、対象となりません。

⑥欄について: 事業主が、法人の設立日又は個人事業の開業をした日(上記①参照)から、創業した事業所の業務に専ら従事していることが必要となります。専ら従事しているとは、事業所の勤務時間中は事業所に出勤等していることを言います。また、無報酬であっても兼業は認められません。

※ 虚偽の申立であることが確認された場合、創業の特例だけでなく本奨励金自体について、不支給又は支給決定が取り消されることがあります。内容を確認した上で、慎重に申告をして下さい。